

○事件の概要

沖労委平成30年(不)第2号事件

当事者	申立人(組合)			被申立人(使用者)		
	X1組合 組合員数:約11,000人 X2組合 組合員数:1人(申立て時)			Y法人 業種:医療、福祉 従業員数:25人		
申立年月日	平成30年12月26日		終結年月日	令和2年3月30日		
所要日数	461日		終結区分	棄却		
審査状況	調査回数	4回	審問回数	1回	和解協議回数	—
審査委員	藤田 広美	参与委員	(労)宮里 竜二	(使)名嘉村 裕子		
請求する 救済の内容	1 X2組合のA2執行委員長に対する平成29年12月の懲戒処分をなかったものとし、 同懲戒処分がなければ支給されるはずであった給与相当額を支払うこと					
	2 謝罪文の交付		労働組合法第7条 該当号 第1号、第3号			
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>Y法人は、X2組合のA2執行委員長の施設入所者に対する3件の非違行為を事由として同人に減給の懲戒処分を科したが、処分事由とされた同人の行為は、いわゆるヒヤリハットの部類に属するものであり、企業秩序を乱す行為とはいいい難く、減給の懲戒処分は不当である。</p> <p>Y法人においてはこれまでも介護事故が発生しているがA2執行委員長以外の職員が処分された例はなく、Y法人が同人に対し賃金引き下げや賞与不支給等の不当労働行為を繰り返してきた経緯があること等を考慮すると、当該懲戒処分は同人が組合員であることの故をもってなされた不当労働行為である。</p> <p>【被申立人】</p> <p>A2執行委員長に対する懲戒処分は、同人が行った施設入所者への介助に重大な注意義務違反があったこと、さらにその行為を注意した同僚の従業員を大声で侮辱し、精神的苦痛を与え退職に追い込んだことなどから、情状の悪質性を鑑み行ったものである。</p> <p>したがって、組合員であるが故に行った懲戒処分ではない。また、Y法人に組合嫌悪及び支配介入の意思はない。</p>						
経過及び主文						
<p>【経過】</p> <p>平成30年12月26日の申立て後、委員調査を4回、審問を1回実施し、令和2年3月12日第398回公益委員会議において命令の内容を決定の上、同年3月30日に当事者双方に命令書の写しを交付して、本件は終結した。</p> <p>【主文】</p> <p>申立人らの請求をいずれも棄却する。</p>						